

告 示

埼玉県川越県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和八年八月十八日

埼玉県川越県税事務所長 丸 山 道 男

氏名又は名称	東和アークス株式会社
代表者の氏名	代表取締役 伊田 雄二郎
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目三百八十四番地
指定取消年月日	令和八年六月三十日